

大分県の概要

■地 勢

本県は、九州の北東部に位置し、北緯32°43′~北緯33°44′、 東経130°49′~東経132°11′にわたる地域を占め、総面積 6,338kmで、東西119km・南北106kmに及んでいます。

地形、地質とも複雑で多様なため、豊かな自然を生み出しています。「九州の屋根」と呼ばれるくじゅう山群をはじめ由布・鶴見、祖母・傾の山々が連なり、県土の約7割が林野で占められています。

これらの山系から流れ出る水流は、筑後川、山国川、駅館川、 大分川、大野川、番匠川を主要河川とし、豊富な水資源をもたら しています。また、くじゅう山群の麓には、約4,000haにも及ぶ 久住高原や飯田高原が雄大な景観を呈して拡がっています。さら に、県内の南北にかけて霧島火山帯、西北にかけて白山火山帯が 走っているため県内至るところに温泉が湧出しています。

海岸線は、総延長758kmで、北部は周防灘に面し遠浅海岸、中央部は伊予灘に面し別府湾、南部は豊後水道に面しリアス式海岸と変化に富み、豊富な水産資源にも恵まれています。

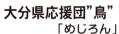
大分県人権啓発 イメージキャラクター 「こころちゃん」



大分県人権尊重施策基本方針の基本理念

- ・自己決定の尊重と自己実現が追求できる社会
- ・差別や不合理な較差の解消に向けて取り組む社会
- ・一人ひとりの多様な生き方を共に支え合う社会







大分県土木建築部・砂防課

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号 電話 (097)506-4637 FAX (097)506-1777 E-mail a17400@pref.oita.lg.jp

■地 質

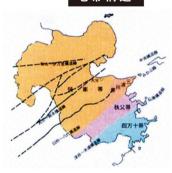
県下を地質構造でみると4地区に区分できます。県北部から中部にかけて領家帯、その南に秩父帯、領家帯と秩父帯に挟まれた佐賀関半島の三波川帯、さらにその南部に四万十帯が走っています。領家帯は主に中生代の花崗岩類と熱変成古生層からなっています。秩父帯は古生代~中生代の付加体相海成堆積物であります。三波川帯は三波川変成岩類(結晶片岩)と白亜紀大野川層群からなります。四万十帯は中生代の浅海性堆積からなります。

これらを基盤として、領家帯には新第三紀以降の宇佐層群(プロピライト)、耶馬渓層(火山岩)、大分層群(堆積物)に代表される地層が分布しています。秩父帯や四万十帯には新第三紀中新世の碩南層群が分布しています。碩南層群は新第三紀中新世後期の瀬戸内火山活動の産物であります。さらに県下全域にわたり第四紀の阿蘇火山から噴出した火山岩類が所々に認められます。このように時代的にも分類的にも種々なものが分布し、それぞれが多くの特色を持っています。

地質分布図



地帯構造



大分県の地帯構造



■気 候

本県は海岸地帯、山岳地帯、内陸性盆地等々と多様な気象状況を呈していますが、概ね4地区に 分類できます。

- ●豊後水道沿岸部:県南部の沿岸部は、表日本式気候で年中黒潮の本流及び分流に洗われ、雨の多い地区であります。一年を通じて高温多湿であります。
- ②瀬戸内海沿岸部:北海部郡から国東半島を経て中津市に至る海岸一体は瀬戸内海式気候で、気温は平均15℃~16℃と温暖でありますが、雨量は年1,600mm内外で少なくなっています。
- ③内陸山地・台地・盆地部:宇目の山間部、日田・玖珠・安心院の諸盆地や耶馬渓谷の地方は冬は山越しの北西風、北風が強く冬季の冷え込みがきびしく-2℃近くまで下がります。
- ④西部山岳部:祖母山、久住山、湯布院、釈迦岳、英彦山などの地域では8月の平均気温は22℃~25℃で避暑地に好適でありますが、反面冬季は平均して-3℃近くまで下がります。特にこの地区の山間盆地は降雪がひどく、一日の積雪量は10cm以下の場合が大半でありますが、時には30cm以上に達することもあります。県下全般を通じて、降雨量は一般的に平地より山地に多くなっています。6、7月の梅雨期及び8、9月の台風期に多く、この期間で年間雨量の6割程度の降雨があります。

年平均雨量分布図



土砂災害危険箇所及び砂防関係指定地

(H24.3.9現在)

					土	7	5				急	1	 頃	斜		坦	<u></u> し す		5.9現在)		
土	木	市町	市町村名	市町村名	市町村名	土石	 - 流危隊		砂防	土砂油	去指定	急傾斜	地崩壊危		急傾斜	土砂油	法指定	地すべり	地すべり	土砂法	 法指定
			I	П	Ш	指定	イエロー	レッド	I	П	Ш	指 定	イエロー	レッド	危険箇所	指 定	イエロー	レッド			
豊後	高田	豊後	高田市	ī 108	126	8	63	65	55	121	250	5	47	26	26	1	0	0	0		
国	東	姫!	島村	t	0	0	6	0	0	12	12	0	6	0	0	0	1	0	0		
	米	国	東市	196	171	0	103	72	60	214	429	2	69	34	33	2	0	0	0		
		別	存 市	ī 66	8	7	23	8	6	145	111	29	24	34	34	8	4	0	0		
別	府	<u>-:</u> Ш	出田	20	4	5	10	0	0	56	89	35	13	11	11	1	0	0	0		
		杵	築市	ī 77	96	0	39	45	34	254	461	121	37	87	85	10	7	0	0		
大	分	大:	分寸	ī 185	139	10	60	11	11	654	773	165	121	29	29	32	20	0	0		
, ,	λĵ	由	布 市	ī 144	97	60	36	1	0	162	263	39	17	0	0	9	2	0	0		
臼	杵	臼	许 寸	120	142	100	47	27	18	288	389	62	105	109	106	11	8	0	0		
П	17	津久	見市	159	49	6	25	0	0	208	110	44	70	0	0	1	0	0	0		
佐	伯	佐(伯市	544	324	20	232	71	67	867	1064	162	251	90	90	15	3	0	0		
豊後	大野	豊後	大野市	ī 96	181	0	74	3	3	413	1246	47	100	32	32	57	9	0	0		
竹	田	竹目	田市田	ī 62	51	6	61	28	24	325	928	10	89	96	96	1	2	0	0		
玖	珠	九	重田	r 97	64	0	55	44	29	125	198	0	30	13	13	0	0	0	0		
-X	小	玖 3	珠 田	45	43	0	36	32	25	134	237	90	18	40	40	2	0	0	0		
日	田	日日	田市田	210	299	8	176	68	53	535	653	182	108	68	67	50	24	0	0		
中	津	中;	津 市	268	387	0	145	80	72	231	666	25	63	23	23	14	1	0	0		
宇	佐	宇(佐 市	146	169	2	61	39	32	183	467	2	36	75	75	8	3	0	0		
	合	計		254	3 2350	232	1252	594	489	4927	8346	1020	1204	767	760	222	84	0	0		







大分県の砂防事業の歴史

■戦前の砂防(明治30年~昭和20年)

- 1) 明治30年3月27日法律第29号で砂防法が発布され、府県工事に対して助成政策上、国庫は工費の2/3までを補助するという途を開きました。明治末年までに2府21県が工事施行の途を辿りました。
- 2) 明治44年度に、治山事業として別府市野田(速見郡御越村野田)の0.77haに384円75銭で地盤保護工事が、面積2.63haに120円40銭で地盤保護植樹が 実施されました。
 - 地盤保護工事が筑後川、大分川、駅館川の上流の54.5haの面積に289,537円で、又地盤保護植樹は国東半島その他の地区で604.9haの面積に43,774円で昭和6年まで続きました。
- 3) 昭和7年に境川において、H=10.0m、L=41.8m他4基の砂防ダムを、工事費75,998円71銭で初めて砂防工事として施工し、昭和18年度までに砂防ダム24基、床固工39基が設置されました。
- 4) 別府市内の砂防については、昭和14年度より春木川で、昭和18年度より朝見川で砂防工事が施工されました。
- 5) 昭和15年度より着工したH=37.0m、L=48.0m、貯砂量=1,630,000㎡の戦川の砂防ダムは昭和19年度 で資材、労務者の不足で一時中断しました。
- 6) 昭和20年には9水系、13渓流で砂防工事を施工するようになりました。



昭和15年頃の境川(別府市)

■戦後の砂防(昭和21年~昭和49年)

- 1) 昭和21年、砂防課が設置されたのを契機に砂防事業は飛躍的に増大しました。戦時中の昭和18年に番匠川上流部で大小様々な崩壊が40箇所以上発生したが、その生産土砂量は莫大な量で、河床を5~7mも高くしました。このため、年間約100,000㎡の土砂が流下していた番匠川上流部をはじめとして、22渓流25ケ所で砂防工事を施工しました。
- 2) 昭和26年には、重力式ダムより脱したアーチダムとして山国川水系の田野尾川でH=7.5m、L=24.95m、駅館川水系の深見川でH=8.0m、L=30.57m、津房川でもH=13.5m、L=43.31mの砂防ダムが各渓流の岩質の良好な地点においてはじめて登場しました。
- 3) 昭和27年9月、番匠川上流流域の砂防工事の拡充強化のため因尾川砂防工事事務所が設置され、大規模な砂防工事が実施されました。
- 4) 昭和28年度からは、昭和27年度に創設された地すべり防止対策事業を別府市乙原、大分市黒仁田、日田郡前 津江村梅木などの地区で地すべり防止工事が実施されるに至りました。又、戦後中止されていた戦川の砂防 ダムの工事も10,410千円で再開されました。
- 5) 昭和32年には、昭和15年に着工し、昭和28年に再開した戦川砂防ダムが多年の歳月と45,956,934円の工事費を費して完成しました。
- 6) 昭和37年には、日本国に駐留するアメリカ合衆国、軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律により、 特別損失被害防止対策事業を別府市周辺の十文字原演習場内に水源を発する新川で、米軍の演習場使用で荒廃した流域より生産される土砂の抑制・流出土砂 の移動防止のため事業費10,999千円で土留擁壁工、砂防ダムが施工されました。それ以後、演習場の使用が米軍より防衛施設庁と変り、事業名も障害防止 対策事業と変わりましたが、工事は日出生台演習場周辺で、今なお続いています。



昭和30年頃の境川(別府市)

- 7) 昭和39年には、建設省所管以外の省庁による事業と調整するための国土総合開発事業調整費により砂防事業を促進するようになりました。国東半島一帯で柑橘パイロット事業にともなう開墾裸地化による流出土砂防止、洪水流量増大のための砂防事業として昭和39年度小熊毛川に29,100千円、昭和40年度小江川45,000千円、昭和41年度向田川78,000千円と、又、新産都関係事業及び臨海工業用地造成事業として、昭和40年度には大分市原川に60,000千円、昭和41年度には速見郡日出町金井田川に51,000千円の調整費が投入され事業の進展に大いに役立ちました。
- 8) 昭和42年には、急傾斜地崩壊防止対策事業が臼杵市坪江で事業費4,000千円で実施され、その後県下全域にわたって工事が実施されるようになりました。

■昭和50年代以降の砂防(昭和50年~現代)

- 1) 昭和50年度より砂防設備の進んだ都市渓流で、都市の公園計画と整合性を保ちながら、緑と水辺の空間を確保し、住民に憩いの場を提供することで、快適な生活環境を創造する砂防環境整備事業が、別府市境川において工事費33,000千円で施工されました。
- 2) 土石流災害による被害が多発し、昭和55年度調査による土石流危険渓流は2,210ケ所(全国では70,434ケ所)となったため、土石流対策の砂防事業が重点的に施工されました。又、火山地帯や特殊土壌地帯で土石流の発生が予想される渓流において、砂防事業が完成するまでの間、既設の砂防ダムの堆砂の除石や、ダムの天端厚の増厚等の補強により、土石流災害を防止するための土石流緊急対策砂防事業が昭和56年度より創設されました。
- 3) 昭和56年度から、境川に引き続き、春木川砂防環境整備事業に着手しました。
- 4) 昭和61年度には、砂防事業を地域開発の礎として取り組むセイフティコミュニティモデル事業が創設され、全国4ケ所のうち本県大分市(旧佐賀関町)一尺屋川が認可を受けました。
- 5) 昭和62年7月に日田市(旧大山町)山際地区で大規模地すべりが発生し、災害関連緊急地すべり対策事業で深礎工16本、排土工314,000㎡を4,874,100千円で実施しました。
- 6) 平成元年度には、火山地域における開発が盛んに行われてきたこと、今後さらに活発化する予想がされたことから、地域住民の生命・財産の保護とあわせて地域 の活性化を図り、火山地域における土砂災害対策を強力に推進するため、火山砂防事業が通常砂防事業から分離し、新規に創設されました。
- 7) 平成2年6月28日から7月2日にかけての連続雨量457mmという記録的な梅雨前線豪雨は、豊肥地区を中心に未會有の被害をもたらし、山腹崩壊による土石流・流木・崖崩れ等の被害が県下各地で発生しました。
- 8) 平成3年5月8日に日田市(旧天瀬町)の藪川で発生した土砂崩壊では、大分県で初めてアドバイザーの派遣を要請しました。
- 9) 平成3年9月27日の台風19号による風倒木災害は、玖珠・日田・中津土木事務所管内を中心に県下各地で発生し、土砂災害による二次災害発生の恐れが見込まれたため、ハード・ソフト両面での応急対策を講じました。
- 10) 平成4年度は風倒木災害対策として、災害関連緊急砂防事業で56渓流92基 (10.091.1百万円)の砂防ダムが採択となりました。
- 11) 平成5年6月18日の降雨は、日田市(旧上津江、中津江、前津江村)を中心に比較的小さな降雨規模ではあったが、4,000箇所を越える山腹崩壊が発生し、役場職員2名が土石流に巻き込まれ死亡しました。このため、日田土木事務所管内で砂防激甚災害対策特別緊急事業を申請し、49渓流(11,551百万円)を平成6~8年度の間で砂防ダム建設が承認されました。又、総合土砂災害対策モデル事業が竹田地区で採択となりました。
- 12) 平成5年度の土石流危険渓流の見直し調査により、危険渓流数が、2,401ヶ所(全国 79,318ヶ所)となりました。



平成5年9月3日の台風13号の被害/松塚川(本耶馬渓町)

- 13) 平成6年度に火山噴火警戒避難対策事業として鶴見岳が、平成7年度には257年ぶりに噴火した硫黄山が採択となりました。
- 14) 平成8年度に多発する土砂災害に対し、警戒・避難活動の支援として、情報基盤整備事業が創設されました。
- 15) 平成9年度の急傾斜地崩壊危険箇所の見直し調査により、危険箇所数が2,939ヶ所(全国86,651ヶ所)となりました。

- 16) 平成10年度の地すべり危険箇所の見直し調査により、危険箇所数が222ヶ所(全国11,288ヶ所)となりました。
- 17) 郵便局(現日本郵政公社)を災害情報の発信・収集拠点とする連携体制づくりの一貫として、県下では竹田郵便局と竹田土木事務所(H11.12.13)他別府・日田・高田土木事務所の計4箇所で、土砂災害防止に関する基本協定を締結し、防災体制の一層の強化を図ることとしました。
- 18) 土砂災害から人命を守るため、平常時から災害時を通して、土砂災害関連情報を住民と行政機関が相互通報する「土砂災害相互通報システム整備事業」が平成12年度に創設されました。
- 19) 既存の砂防三法(砂防法・急傾斜地法・地すべり法)に加え、新たに警戒避難体制の整備、新たな危険 箇所の増加抑制のための開発許可、危険箇所における住宅等の建築規制を主旨とした「土砂災害警 戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(通称:土砂災害防止法)が、平成13年度 より施行されることとなり、ハード・ソフト両面から総合的な土砂災害対策に取り組むこととなり ました。
- 20) 平成13年度、総合的な火山噴火対策として「くじゅう山系火山砂防基本計画検討委員会」を設置しました。(鶴見岳については平成6年度設置)
- 21) 平成14年9月2日、災害時の土砂災害防止に係わる活動を円滑かつ効率よく実施するため、大分県と大分県砂防ボランティア協会(H8設立、H14 NPO法人)は、「土砂災害防止のための活動に関する協定」を締結しました。

(活動内容)・土砂災害危険箇所等に関する情報収集及び提供・二次災害防止等のための活動

- ・土砂災害防止月間行事への支援、土砂災害防止に関する啓発活動等の実施・砂防事業に関する助言、提言等の支援活動
- 22) 平成11年より実施された土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所に関する調査結果が公表されました。土石流危険渓流 I が2,543箇所(全国89,518箇所) 急傾斜地崩壊危険箇所 I が4,927箇所(全国113,557箇所)となりました。
- 23) 平成15年4月28日から6月29日にかけて開催された全国都市緑化大分フェアに砂防ブースを設置し、土砂災害について啓蒙活動を行いました。
- 24) 平成15年10月にくじゅう山系火山砂防基本計画(案)及び、くじゅう山系火山防災マップ、11月に鶴見岳由布岳火山防災マップを公表しました。
- 25) 平成15年1月21日に新たに伽藍岳が「鶴見岳・伽藍岳」としてBランクの火山に指定されたことに伴い、平成16年度「伽藍岳火山防災マップ検討委員会」を設置しました。
- 26) 平成17年6月3日 河川の浸水実績・津波の想定範囲、土砂災害の被災想定範囲を1枚に記載した「災害想定区域図」4201枚を県内全市町村へ交付しました。
- 27) 平成17年7月10日の豪雨による土砂災害で3名の犠牲者が発生しました。9月7日には台風14号が接近し、土砂 災害により3名が犠牲になりました。県内で土砂災害は70件近くも発生し、過去10年間の合計数は全国で3番目に多い発生件数(530件)となりました。
- 28) 平成18年3月31日に県内初の土砂災害防止法による土砂災害警戒区域を指定しました。
- 29) 平成19年3月1日に土砂災害警戒情報の運用を開始しました。
- 30) 平成20年6月11日~12日の梅雨前線豪雨により発生した九重町桐木地区(死者1名)を受け、6月16日~27日にかけて、県内にある急傾斜地崩壊危険箇所等の内、1653箇所の斜面状況について、緊急点検を行いました。
- 31) 平成21年度には、施設完成後20年が経過した急傾斜地崩壊防止施設(442箇所)について、施設の変状(ひび割れ、漏水、湧水等)を診断する老朽化点検を行いました。
- 32) 平成22年4月から、土砂災害危険度情報のメール配信を開始しました。
- 33) 平成20年度から検討を進めてきた「九重山火山噴火緊急減災対策砂防計画」が平成23年度に策定・公表されました。
- 34) 平成23年度に、小学生を対象とした防災教育への活用を目的として、大分県版の砂防読本を作成しました。



硫黄山の噴煙(九重町)



九重町桐木地区 (平成20年6月梅雨前線豪雨)

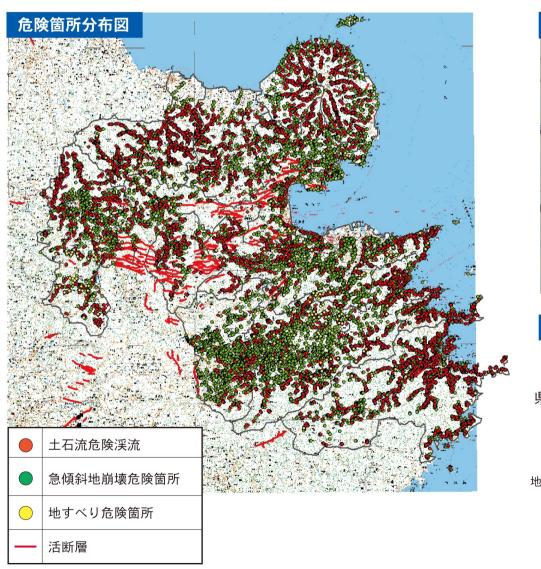
土砂災害に対する現況の安全度

~県平均で未だ約25%~

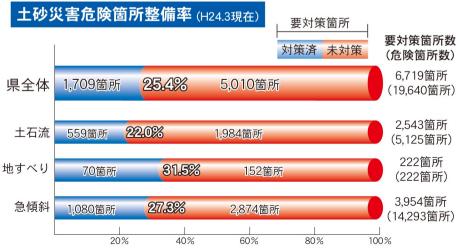
大分県は県土の約8割が山地で、複雑な地質構造のため、多くの土砂災害が発生しています。

土砂災害から県民の生命や財産を守るため、砂防ダムなどの整備を進めてきましたが、約2万箇所(全国第5位)の土砂災害危険箇所があることから、現在の安全度(危険箇所の解消率)は、未だ約25%にとどまっています。

(平成5年~平成22年実績)







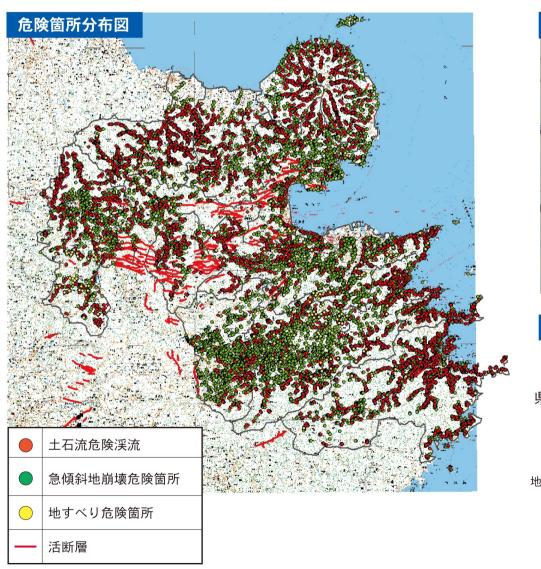
土砂災害に対する現況の安全度

~県平均で未だ約25%~

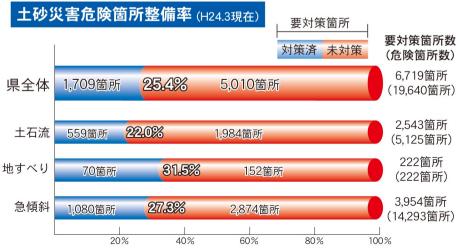
大分県は県土の約8割が山地で、複雑な地質構造のため、多くの土砂災害が発生しています。

土砂災害から県民の生命や財産を守るため、砂防ダムなどの整備を進めてきましたが、約2万箇所(全国第5位)の土砂災害危険箇所があることから、現在の安全度(危険箇所の解消率)は、未だ約25%にとどまっています。

(平成5年~平成22年実績)







砂防事業

砂防とは、広義には水源山地の保全から海岸の飛砂対策まで陸地の種々の土砂災害を防止するもので、狭義の砂防は砂防法(明治30年制定)にもとづく治水上の砂防があり、これは山地を荒廃から守るとともに、一度荒れた所に手当をし、下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守ることを主たる目的としています。通常の砂防とは狭義の砂防をさします。

大分県施行の砂防事業は、公共事業(交付金事業および国庫補助事業)と県単独事業に大別され、補助事業では国土交通省所管のものや防衛省所管の障害 防止対策事業があります。また、県単独事業として、砂防改修事業等があります。



戦川 (宇佐市)



境川 (別府市)



中岐部川 (国東市)



因尾川 (佐伯市)



古屋敷川(日田市)



岳川(豊後大野市)



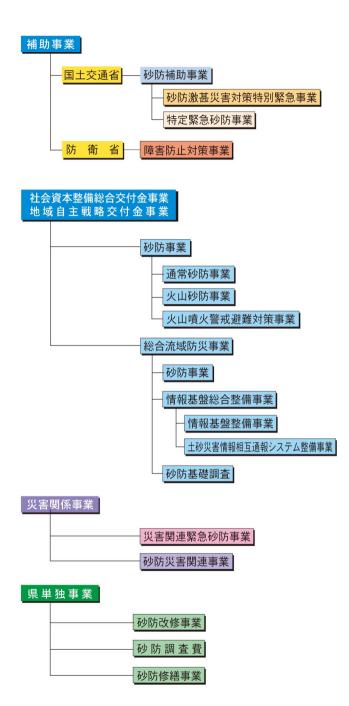
津房川 (宇佐市)



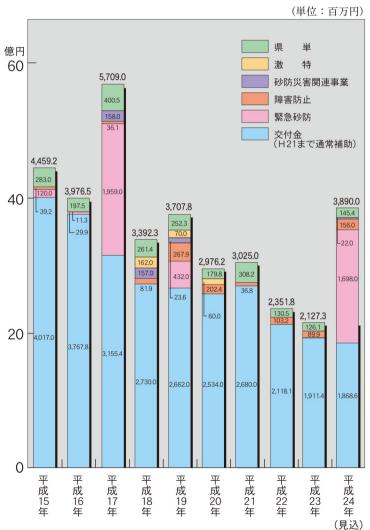
広内川 (大分市)



上落水川 (佐伯市)



■砂防関係事業費の年度別推移







南山田川(九重町)



弁分川 (国東市)

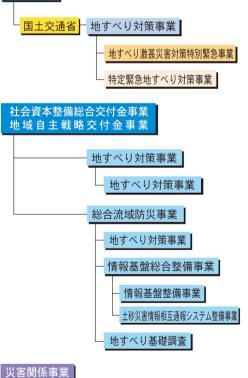
地すべり対策事業

本県は、西南日本において地質学上最も複雑な構造をもっており、内帯、外帯、 長崎三角帯の三地区に大別できます。また地すべりの分類上も第三紀層地すべり、 破砕帯地すべり、温泉地すべりと多岐にわたり、かつ、地すべり危険箇所も県下 のほぼ全域に分布しています。

本県における地すべり対策事業は、地すべり等防止法制定前(昭和33年3月31日)の昭和28年より乙原、黒仁田地区で着手して以来、今日に至るまで各地で事業の促進を図っています。

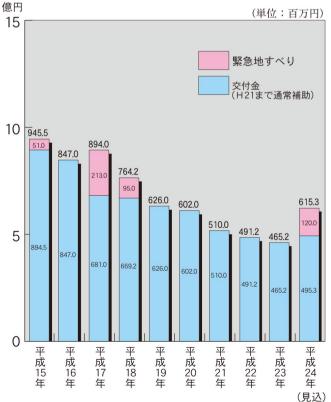
平成23年度末までに、76地区において着手し、内70地区が概成しています。

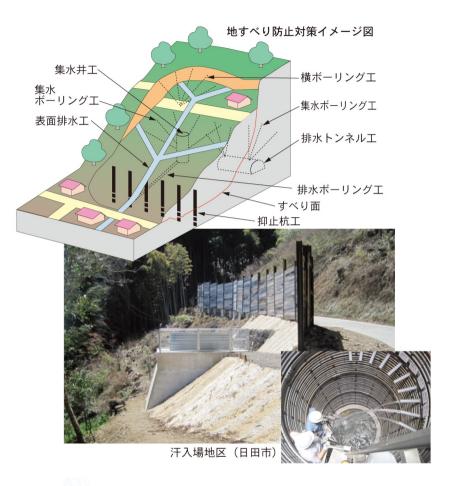
■地すべり対策事業費の年度別推移



災害関連緊急地すべり対策事業

補助事業







長田地区 (豊後大野市)

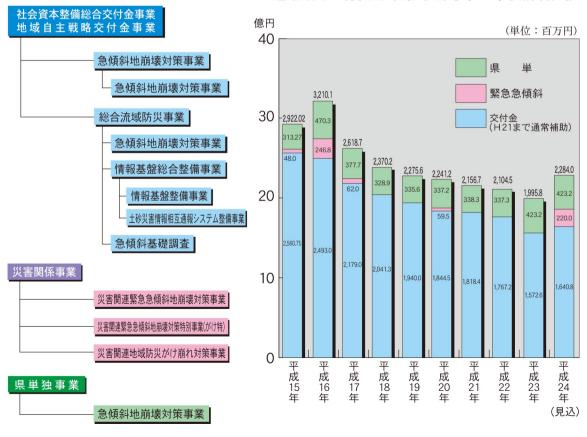
急傾斜地崩壊対策事業

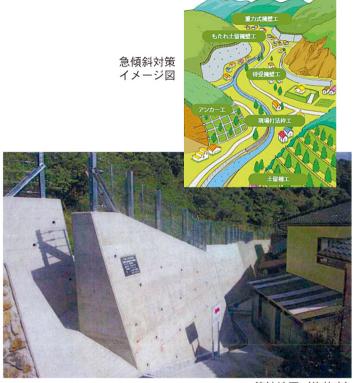
本県は、地質的に非常に複雑な上に集中豪雨や台風等の自然条件も厳しく、県土の8割が山地で占められていることから、可住地は僅少であります。

山裾に集落を形成する農山村や、海と山に挟まれた狭い土地に集落を形成する県南リアス式海岸部の漁村等においては、生業との関係上、移転適地をみつけることは困難であり、多くの人々が危険な急傾斜地に隣接して居住せざるを得ない状況にあります。

本県における急傾斜地崩壊対策事業は、昭和42年度より着手し、平成23年度末までに1,080箇所を概成しています。

■急傾斜地崩壊対策事業費の年度別推移





徳納地区(佐伯市)



曽家地区(日田市)

災害関連緊急事業等

■災害関連緊急砂防事業

当該年発生の風水害、震災等により、水源地帯に崩壊が発生又は拡大し、生産された土砂が渓流に堆積しているもの及び当該年発生の山火事等により容易に流下し、下流に著しい土砂災害を及ぼす恐れのある場合で、緊急的にえん堤等を施行するもので、昭和28年度より採択を受けています。

年 度	昭和28~平成22年度	平成23年度
渓流名	第2筋湯川外203渓流	_
事業費	34,714百万円	_

■災害関連緊急地すべり対策事業

当該年発生の風水害、震災等により、地すべり現象が活発となり、危険度を増し、 経済上、民生安定上放置し難い場合に緊急的に施行するもので、昭和36年度より採択を受けています。

年 度	昭和36~平成22年度	平成23年度		
地区名	山中地区外42地区	_		
事業費	11,544百万円	_		

■災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業

当該年発生の風水害、震災等により急傾斜地に新たに崩壊が生じ、放置すれば次期降雨等により拡大するおそれがあり、当該年度に緊急に施行を必要とするもので、昭和43年度より採択を受けています。

年 度	昭和43~平成22年度	平成23年度
地区名	筌ノ口地区外340地区	_
事業費	7,226百万円	_

■砂防災害関連事業

災害復旧事業に合わせ、被害を受けなかった区間を含め、一連区間について再 度災害防止のための改良工事を実施するもので、昭和32年度より採択を受け ています。

年 度	昭和32~平成22年度	平成23年度
地区名	石原川外77渓流	_
事業費	6,501百万円	_

■砂防激甚災害対策特別緊急事業

土石流等により激甚な災害が発生した一連地区の荒廃渓流に対し、再度災害を防止するため、一定期間内に一定計画に基づく対策工事を実施し、災害対策の万全を期すもので、平成6年度より採択を受けています。

年 度	平成6~22年度	平成23年度
渓流名	西山川外50渓流	_
事業費	11,834百万円	_

■特定緊急砂防、特定緊急地すべり対策事業

土石流、地すべり等により人的被害、家屋被害等が発生した一定の地区について、被害をもたらした同規模の土石流、地すべりが再び発生した場合でも、安全が確保されるよう、災害関連緊急事業と一体的な計画に基づき、一定期間内に緊急的に施設整備を実施するもので、平成12年度より実施しています。

〈砂 防〉

年 度	平成13~22年度	平成23年度
地区名	矢形処川、上落水川、外2渓流	-
事業費	655百万円	_

〈地すべり〉

年 度	平成15~22年度	平成23年度
地区名	中山地区	_
事業費	240百万円	_

■障害防止対策事業

自衛隊の演習による重火器使用、重車両の往来、施設の建設等により荒廃した流域に対し、生産される土砂の抑制と流出土砂の移動防止のための砂防えん堤や渓流の安定を図るための床固工、流路工、及び裸地化した箇所や崩壊地の植生回復を図るための山腹工等を施行するもので、昭和37年度から実施しています。

年 度	昭和37~平成22年度	平成23年度		
渓流名	森川、鳴川、嫁田川 松木川(受託事業)等	森川、嫁田川		
事業費	10,327.6百万円	89.9百万円		

砂防事業のソフト対策

土砂災害から人命を守るためには、ハード対策を実施する「施設整備」とともに、避難により人命を保護する「警戒避難」や、土砂災害危険箇所における新たな 住宅開発を抑制する「土地利用規制」などのソフト対策を、市町村等関係機関と連携しながら推進しています。

命を救う3本柱(「土砂災害による犠牲者ゼロ」を目指して)

①人命、財産を保全するハード対策「施設整備」

情報システム整備

・気象庁と連携した土砂 災害警戒情報の配信 等

- ②避難により、人命を保護するソフト対策「警戒避難」
- ③土砂災害危険箇所における新たな住宅開発を抑制するための ソフト対策「土地利用規制」

・砂防工事(砂防えん堤) 人命・財産の保全 ・地すべり防止工事(抑止杭等) · 急傾斜地崩壊防止工事(擁壁等) ハード対策 『施設整備』 新たな危険箇所の抑制 人命保護 ソフト対策 ソフト対策 『警戒避難』 『土地利用規制』 『土砂災害防止法』に基づく 『土砂災害防止法』に基づく土砂災害 • 十砂災害警戒区域指定 特別警戒区域指定 ・土砂災害ハザードマップ作成 開発行為の制限、建築物の構造規制 特別警戒区域からの家屋移転の促進

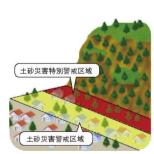
警戒区域と特別警戒区域の指定(砂防基礎調査事業)

平成13年4月に施行された「土砂災害防止法」に基づくもので、土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、崖崩れ等の災害が発生する恐れのある区域を明らかにして土砂災害警戒区域等に指定し、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限を行うための調査です。

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

- 危険箇所の周知と自主防災意識の啓蒙
- 適切な情報提供に基づく警戒避難体制の整備
- 開発行為の制限・構造規制による立地抑制







土砂災害警戒区域(イエロー)

- ○情報伝達、警戒避難体制整備
- ○住民への周知

土砂災害特別警戒区域(レッド)

- ○特定開発行為の許可制
- ○建築物の構造規制
- ○移転勧告と移転者への融資

土砂災害警戒情報の配信(情報基盤緊急整備事業)

十砂災害から人命を守るためには、的確な情報伝達により早期に避難が可 能となるような警戒・避難体制の整備・拡充が必要です。

土砂災害警戒情報は、気象台と共同で発表する情報で、大雨による土砂災 害発生の危険性が高まった時に、市町村が住民に対し行う避難勧告等の防災 対応を適時適切に判断できるよう支援することを目的に発表しています。

●土砂災害警戒情報配信の流れ

大分地方気象台 大分県砂防課

大分県からの 詳細情報 (WEB公開)

共同発表



FAX I

市町村・報道機関

民

携帯メール

テレビ ラジオ

土砂災害危険度情報





携帯電話

パソコン

土砂災害危険度情報



土砂災害防止の啓発活動

●砂防展示会(通称:さぼてん) ●一日砂防教室

- •土砂災害防止月間(6月1日~30日) を前に開催。(5月22日)
- ・砂防に関する啓発ブースを商業施設 に設け、土砂災害に関する模型やパ ネルを展示。
- ・訪れた住民に対し土砂災害の恐ろし さを知ってもらうとともに、意識調 香等を実施。
- ・砂防ボランティアと協働して実施。

土砂災害の 意識調査

- ・小学生を対象に開催。
- ・室内学習では砂防についての学習や 模型実験を実施し、現地学習におい ては砂防ダムの現場見学を実施。
- ・砂防ボランティアと協働して実施。



砂防ダムをバックに 記念撮影

●自然災害防止に関する説明会

- ・土砂災害を主とした防災説明会を地 区単位で実施。
- ・砂防ボランティアと協働して実施。



簡易雨量計の 使い方ですが……

●夏休み親子ふれあい砂防教室inくじゅう

- ・九重町で小学生とその保護者を対象 に開催。(8月7日)
- ・室内学習では火山についての学習や キッチン実験を実施し、現地学習に おいては砂防ダムの現場見学や植樹 を体験した。
- ・砂防ボランティアと協働して実施。

台所にあるものを 使って火山実験

大分県・砂防ボランティア協会



模型を使って

砂防施設の説明

火山砂防について 勉強しました

●土砂災害防災訓練

- ・平成23年度は臼杵市で実施。(7月3日)
- 訓練後に防災講話を実施。



防災講話

火山噴火警戒避難対策事業

火山噴火等に起因する火山泥流、火砕流、溶岩流等の突発的かつ大規模で広範囲におよぶ異常な土砂の流出による災害から、人命を守るためのソフト対策を実施することにより、地域住民の警戒避難体制の整備を図ることを目的としています。



(くじゅう山)

火山噴火対策監視・観測機器配置計画

H24.3.31現在

	名 称	監視カメラ	ワイヤーセンサー	振動センサー	震 動 計	雨 量 計	風向風速計
九重山	(設置済み)	2	4	1	4	1	0
ル圭田	(設置予定)	5	12	12	0	2	0
鶴見岳	(設置済み)	1	0	0	0	0	0
	(設置予定)	3	8	0	10	4	2

※硫黄山は平成8年9月より土石流発生監視装置、監視カメラ、ワイヤーセンサー等一部運用開始

硫黄山

■沓掛山付近に設置された 振動計

電源や有線がないので、太陽光による電源発電、無線 LANを使用してデータを転送している。



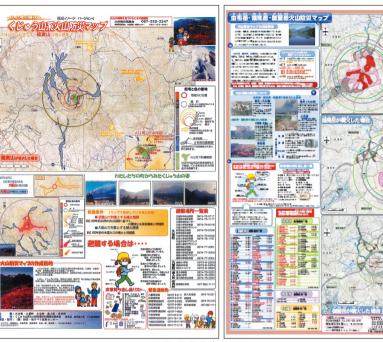
硫黄山 ■現在の噴火口周辺

活動レベルも下がり、兆候 も少なくなったが、噴煙等 は継続してある。



くじゅう山系火山防災マップ

「鶴見岳・由布岳・伽藍岳火山防災マップ



H 15.10月公表

H 18.4月公表

九重山火山噴火緊急減災対策砂防計画

■計画策定の目的

平成19年度に国土交通省から火山噴火緊急減災対策砂防計画ガイドラインが示され、九重山を含む全国29活火山が減災計画を策定する火山として指定されました。

九重山火山噴火緊急減災対策砂防計画は、規模や発生特定の予測が難しい火山噴火に伴い発生する土砂災害に対して、ハード対策とソフト対策からなる緊急対策を迅速かつ効果的に実施し、被害をできる限り軽減(減災)することを目的としています。

■これまでの経緯

平成20年度より「九重山火山噴火緊急減災対策砂防計画委員会」を設置し検討を進めてきました。委員会は、鹿児島大学下川悦郎教授を委員長として学識経験者、地元自治体の首長、関係行政部局の28名で構成され計4回実施しました。平成23年度の委員会で計画が承認されたことから、平成24年3月に計画を公表しました。